

2024 年度 個人研究実績・成果報告書

2025 年 2 月 27 日

所属	商経学部	職名	教授	氏名	松田和久
研究課題	EU 会社法の研究				
研究キーワード	会社法 EU 会社法統合指令	当年度計画に対する達成度		4.当初の計画どおり研究が進まなかった	
関連するSDGs項目	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

1. 研究成果の概要

欧州連合（EU）加盟各国における法規制は、EU が制定する規則（regulation）および指令（directive）に基づいており、会社法の分野においては 1968 年以降数々の規則・指令が制定されている。そして 2003 年および 2012 年に制定された欧州委員会通達（通称アクションプラン）に基づき、目まぐるしく変化する経済情勢に対応する会社法の構築を目指している。本研究では EU における会社法の展開について、我が国の会社法との比較を通して検討するものである。これまでの研究実績として以下のものを挙げるができる。

- ・「欧州連合における欧州会社（SE）の設立」千葉商大論叢 42 巻 3 号（千葉商科大学国府台学会、2004 年）
- ・「欧州会社（SE）の運営における従業員の関与」千葉商大論叢 42 巻 4 号（千葉商科大学国府台学会、2005 年）
- ・「EC 会社法第 2 指令の改正」比較法雑誌 39 巻 2 号（中央大学日本比較法研究所、2005 年）
- ・「EU 会社法における合併規制」View & Vision 31 号（千葉商科大学経済研究所、2011 年）
- ・「EU 会社法におけるアクションプランの実施(1)」千葉商大論叢 49 巻 1 号（千葉商科大学国府台学会、2011 年）
- ・「EU 会社法におけるコーポレートガバナンスー2003 年・2012 年アクションプランに基づく取り組み」『企業コンプライアンス』（尚学社、2013 年）
- ・「EU 会社法統合指令における公示規制」東洋法学 62 巻 3 号（東洋大学法学会、2019 年）
- ・「EU 会社法統合指令における資本規制」千葉商大論叢 57 巻 2 号（千葉商科大学国府台学会、2019 年）
- ・「EU 会社法統合指令における合併規制」千葉商大論叢 58 巻 1 号（千葉商科大学国府台学会、2020 年）
- ・「2019 年 EU 会社法統合指令の改正(1)」千葉商大論叢 61 巻 2 号（千葉商科大学国府台学会、2023 年）
- ・「2019 年 EU 会社法統合指令の改正(2)」千葉商大論叢 61 巻 3 号（千葉商科大学国府台学会、2024 年）

今年度においては、学部長としての職務遂行に専念したこと等により、予定していた研究活動を進めることができなかつた。来年度においては、2025年に制定されたEU会社法統合指令に関する改正指令（Directive (EU) 2025/25 of the European Parliament and of the Council amending Directives 2009/102/EC and (EU) 2017/1132 as regards further expanding and upgrading the use of digital tools and processes in company law）について検討する予定である。

2. 著書・論文・学会発表等

（できるだけご記入ください。査読の有無及び海外研究機関等の研究者との国際共著論文がある場合は必ず記載）

【論文（査読あり）】

なし

【著書・論文（査読なし）】

なし

【学会発表等】

なし

3. 主な経費

所属する学会の年会費に使用した。

4. その他の特筆すべき事項（表彰、研究資金の受入状況等）

なし

(本文は2ページ以内にまとめること)